

国総旅振第347号
平成17年10月3日

社団法人日本旅行業協会会長
新町 光示 殿

国土交通省総合政策局旅行振興課長
橋 本 武

インドネシア・バリ島における爆発事件の発生を受けた
安全対策の徹底について

平成17年10月1日、19時頃（現地時間）にインドネシア・バリ島の多数の外国人旅行者が集まる地区において爆弾が爆発し、これにより日本人ツアー客の1名が死亡し、1名が負傷した。

今般、このような爆弾テロと見られる事件が発生したことや、インドネシア警察当局がテロ等に対する高い警戒態勢を敷いていること、及び東南アジア広域で活動するテロ組織であるジュマ・イスラミーヤの幹部が未だ大量の爆発物を所持したまま逃走中とされていること等の状況にかんがみれば、インドネシアにおいては一般的にテロの脅威が継続していると考えられます。

そのため、インドネシアへの旅行を取り扱うに当たっては、「外務省海外危険情報の見直しに係る取扱いについて」（平成14年4月23日付け国総観旅第96号）等に基づき、最新の関連情報の入手に努め、必要に応じ危険回避の措置を取るなど、旅行者の安全確保について適切な対応を講ずるよう、貴協会の傘下会員会社に対し、改めて周知徹底を図りたい。

また、これと併せて、テロ事件が発生した場合の緊急連絡体制、旅行者の安全確保策等、必要となる対応策を各社において再点検し、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう、引き続き指導されたい。